



マル経融資制度

小規模事業者
経営改善資金
融資制度

商工会議所の推薦により、(株)日本政策金融公庫から融資を受ける制度です。一般マル経の融資対象について共通の要件があります。

融資対象

- 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）は5人以下）の事業者
- 因島商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方
- 因島商工会議所地区内で、1 年以上事業を営んでいる方
- 確定申告を行い、税金を完納されている方

※(株)日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用いただけません。

※本融資制度は、事業用の資金調達をするための公的金融制度で、商工会議所の推薦により、融資を受ける制度です。融資にあたっては、貴社の経営内容をよくお聞きした上での実行となります。内容や審査によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、予めご了承ください。

一般マル経

資金用途	融資限度額	金利	返済期間
運転資金 ■仕入資金、買入金・手形決済資金 ■外注費の支払資金 ■給与・賞与等諸経費の支払い など	2,000 万円 ※1,500 万円を超える申込の場合、事業計画書などの作成が必要です。	年 1.80% 令和 7 年 6 月 1 日 (現在)	10 年以内 据置 2 年以内
設備資金 ■店舗・工場改装、営業車購入 ■機械・設備・什器の購入 など			

創業後 3 か月以上の事業者で雇用者給与等支給額が直近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある、または既に増加した方については【賃上げ利率特例制度】が適用可能です(マル経金利-0.5%)
※下限 0.3%

賃上げ貸付利率特例制度

ご利用いただける方	貸付利率	適用期間
創業後 3 か月以上の事業者で雇用者給与等支給額が直近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある、または既に 2.5%増加している者	マル経融資に定める利率から 0.5% 控除した利率（下限 0.3%）	貸付決定日から 2 年間

法人役員及び個人事業主の家族従業員（専従者給与等）は含みません。また、申請時「賃上げ計画書」の提出と、確定申告書の提出、事後確認で「賃上げ報告書」と確定申告書の提出が必要になります。

利子補給金交付制度（尾道市）

一般マル経を利用した事業者は、下記要件全てを満たすことで尾道市独自の利子補給が受けられます。

- ①市内に事業所を構え同一事業を 1 年以上営む ②令和 8 年 3 月末までに対象融資を受ける ③納税成績が良好

⇒**3 年間 1%/年の利子相当額を補給**（1%未満の時はその利率）

◇お問合せ・ご相談は因島商工会議所まで TEL: 0845-22-2211

